中小企業庁　適正取引推進講習会のご案内

一般社団法人長崎県情報産業協会

１．開催目的：

適正な下請取引は、下請け事業者の利益確保を図るという目的から、中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者にとって事業根幹に関わる重要事項です。

本講習会では、「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」の概要を説明するとともに、下請業者と親事業者の間のあるべき理想的な取引（ベストプラクティス）を示し、下請事業者と親事業者における適正な取引関係の構築を通じて両者の〝ｗｉｎ－ｗｉｎ〟の体制づくりを目指すため、標記講習会を開催するものです。

また併せて、消費税に関し「消費税転嫁対策特別措置法」に基づく消費税転嫁にかかるガイドラインの概要と、下請代金法の禁止事項に該当する消費税転嫁の事例についても説明いたします。

なお、本講習では、それぞれのテーマに対し、IT 企業に関連した内容をベースにお話しいただきますので、経営者・管理者の方およびご担当部門の方のご参加をお待ちしております。

２．開催日時：平成２８年１２月１６日（金）　１３時３０分～１６時４０分
３．開催場所：NISA 研修室（7F）
４．受講料：無料
５．募集定員：１５名（先着順）
６．講　師：羽田野総合法律事務所
　　弁護士　古閑　敬仁 氏
７．内　容：
（１）下請代金支払遅延等防止法（下請法）の概要について（13:30～15:00）
不当な要求から会社を守る！　下請代金法が適用されるのはどんな場面か把握しよう！
■下請代金法は何のためにある？
①講習会の進行予定の説明／下請代金法の趣旨・目的を掴もう！（１０分）
②ここが知りたい！下請代金法が適用される場面と適用されない場面（３０分）
■下請代金法上、どんな取引方法が問題になるのか？
③法が定める１１の禁止事項。違法になる取引の類型（10分）
④特に問題になる３つの取引類型。受領拒否・減額・買いたたきの具体例（１５分）
⑤これも問題！購入・利用強制、利益提供要請、不当な変更・やり直し（１０分）
⑥親会社の遵守事項、罰則について（５分）
（２）消費税転嫁対策特別措置法の概要について（15:10～16:40）
■テーマ１：対策していますか？いまさら聞けない消費税の取り扱いを再確認
①消費税転嫁対策特別措置法等の概要（規制対象者・規制対象となる行為）（10 分）
②消費税転嫁にかかるガイドライン・規制対象となる典型例の確認（10 分）
■テーマ２：備えて安心！消費税転嫁対策特別措置法等に沿った適切な表示方法は？
③法にしたがった適切な表示方法、問題になる表示方法の違いを理解します（20 分）
■テーマ３：小売店だけじゃない？下請代金法等で問題になる消費税転嫁
④下請代金法の禁止事項に該当する消費税転嫁の事例を学び、製造業等でも問題になるケースを把握します。（35 分）
■テーマ４：ここでキッチリつかみましょう！消費税転嫁の経理と税務のポイント。
⑤消費税法に基づく、消費税の経理上・税務申告の流れを簡単に解説し、消費税転嫁の概要を説明します。（５分）
（３）質疑応答

以上

参加申込書

［送付先］ (一社)長崎県情報産業協会　FAX　095-824-0813

e-mail: nisa@hkg.odn.ne.jp

貴社名		貴社名	
部署・役職		部署・役職	
氏名		氏名	
e-mail		e-mail	
TEL		TEL	
貴社名		貴社名	
部署・役職		部署・役職	
氏名		氏名	
e-mail		e-mail	
TEL		TEL	